

監査委員公表第2号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年12月28日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 川 副 英 二

同 長 坂 潔

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査の対象 神奈川広域水道サービス株式会社
- 3 監査の範囲 平成27年度における出納その他の事務
- 4 監査の期間 平成28年10月3日から11月30日まで
- 5 団体の概要

神奈川広域水道サービス株式会社（以下「サービス会社」という。）は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に関連する付帯事業等の経営を行い、その事業活動を通じて、企業団の経営基盤の強化に寄与することを目的として、平成9年4月16日に設立された。

サービス会社は主に企業団宿泊研修所丹沢荘（以下「丹沢荘」という。）の運営管理業務及び企業団用地の有効活用の一環として駐車場を運営していたが、平成21年度以降は企業団施設に係る外部施設等維持管理業務を受注し、事業を順次拡充している。また、平成26年度からは平成28年度までの3ヶ年の長期継続契約で新たに伊勢原浄水場運転維持管理業務を受託するなど、サービス会社の事業は、企業団に関連する付帯事業の経営から企業団施設の運転管理及び維持管理の一部を担う業務に重点を置いた経営へと転換が進んでいる。

6 出資の状況

サービス会社は、資本金の全額5,000万円を企業団の出資により設立し運営してきたところであるが、平成24年に企業団が保有するサービス会社の株式1,000株のうち、300株が民間企業2社に譲渡された。これにより、民間の経営手法の導入及び不足する水道技術者を受け入れるなどサービス会社の経営基盤の強化を図っている。

7 監査の結果

監査にあたっては、関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

出納その他の事務の執行については、概ね良好であると認められた。

平成27年度の売上げは、過去最高を記録した前年度より減少している。

この主な理由は、発注形態の変更に伴い企業団本庁舎の警備業務から撤退したことによるものであるが、撤退に伴う社員の減及び雇用形態の切り替えによる給与の減率等人件費の減により、税引き後の当期純利益は増加している。

平成26年度から3ヶ年の長期契約で受託した伊勢原浄水場運転維持管理業務について、初年度は安定した事業運営を図るため企業団OB社員の有する知識・経験を最大に活用し手厚い人員配置をしたが、27年度は順調に業務が遂行されていることから他部門への配置転換を行い部門別収支では利益が大幅に拡大している。

外部施設等維持管理業務は、当年度点検項目の減少により若干利益が減

少している。

丹沢荘の経営については、平成24年度から3カ年の受託契約が終了し引き続き27年度から5カ年管理運営事業を行うことになった。

当年度は顧客の拡大に向け様々な取り組みを行ったが、部門別収支は前年度より悪化している。

今後の経営については、利用者のニーズの変化等により宿泊客の減少に歯止めがかからず、厳しい経営環境にあるものの、地域との連携、関係団体への強力な営業活動及び一般客への広報など新規顧客の開拓に努め部門別収支の改善を図られたい。

サービス会社は、個別事業の経営改善、技術の蓄積、財務体質の強化、安定した事業体制の維持など自立的経営基盤の確保に努め、今後も企業団と連携して広域水道事業に寄与することを要望する。